

## 栄養ケア・ステーション事業の業務概要

従事できる業務		業務概要	備考
A	診療所・クリニック等における外来栄養食事指導	診療所・クリニック等において、医師の指示に基づく外来患者さんへの栄養食事指導です。患者さんの栄養状態や生活習慣を改善に導きます。	医療保険（外来患者栄養食事指導）に基づく業務です。 診療所・クリニックとの個人契約です。
B	在宅訪問栄養食事指導	在宅療養者や居宅要介護者に対して、医師の指示に基づき、居宅に訪問し、医療機関や関係多職種と連携した栄養・食事ケアを行う活動です。	訪問栄養食事指導は、医療保険（在宅患者訪問栄養食事指導）、介護保険（居宅療養管理指導）に基づく業務です。 診療所・クリニックとの個人契約です。
C	特定健康診査後の特定保健指導	医療保険者（国保、企業健保等）から受託し、特定保健指導（訪問を含む）を行っています。 健康教室・料理教室もあります。	特定保健指導者育成研修を修了するなど一定の条件が必要です。
D	介護予防事業における栄養改善指導	市町村が行う地域支援事業のうち、介護予防事業を受託し、高齢者の低栄養の予防や改善に取り組みます。 その他、高齢者の料理教室など普及啓発事業も行っています。	多職種と連携して、日常生活における「食べること」を支援します。
E	地域における健康づくり・食育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府内大学にて、献血時に行う栄養食事相談で、若者世代への健康づくりアドバイス事業です。</li> <li>・母子保健のための食育事業です。</li> <li>・関係機関や団体等と連携協力するイベントや講演会等での講演受託、栄養食事相談など普及啓発活動です。</li> </ul>	年間を通して、様々な事業があります。業務内容も講演、ミニ講話やパソコンによる食事診断、生活習慣診断結果に基づく食生活栄養相談、調理実習、展示説明等があります。

# 栄養ケア・ステーションで活動しませんか？

管理栄養士・栄養士の資格は持っているけれども・・・子育て中でまとまった時間が取れない方、しばらく資格を生かしていなかった方、退職された方、等々皆さん大歓迎です！活動時間等、条件を考慮しながら資格を生かして活動が出来ます。

## 栄養ケア・ステーションの活動って？

健康づくりを積極的に支援するために、栄養ケア・ステーションを開設しています。

主な活動内容（詳細は裏面参照）

- A 診療所・クリニック等における外来栄養食事指導
- B 在宅訪問栄養食事指導
- C 特定健康診査後の特定保健指導
- D 介護予防事業における栄養改善指導
- E 地域における健康づくり・食育事業

## 栄養ケア・ステーションで活動するには・・・

- ① 京都府栄養士会へ入会（会員でない方もお誘いください）
- ② 栄養ケア・ステーション人材登録申込書提出
- ③ 栄養ケア・ステーションでの活動開始  
業務内容・活動時間・地域等条件に合わせて活動可能  
事業により実務習得の研修会も実施します

### 【お問合せ・連絡先】

公益社団法人京都府栄養士会 栄養ケア・ステーション

〒612-0029 京都市伏見区深草西浦町一丁目 14 番地 5 京都栄養士会館

E-mail : gamba-eiyoshi@kyoto-eiyoshikai.or.jp

TEL 075-642-7568 FAX 075-642-7569

栄養ケア・ステーション専用電話 075-642-7572